

日行連発第645号  
令和4年8月23日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について  
(周知)

国土交通省より、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の一部改正について周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

**【別添】**

- ・発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について  
(令和4年8月2日付・国不建推第28号)
- ・発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン (第4版)
- ・発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン改訂 新旧対照表
- ・(参考) 建設業法令遵守ガイドライン (第8版)